

5歳児発達相談 質問票を必ず返送してください

本年度5歳の誕生日を迎える子どもとその保護者を対象に「5歳児発達相談」を実施します。子どもの発達や成長で

気になることや心配なことはありませんか？ 子どもに合った関わりの工夫を医師や心理士、保健師などと一緒に考えてみませんか？

まずは質問票の返送をお願いします。子どもの様子で気になることがなくても、必ず返送をお願いします。心配ごとや希望に合わせて個別に相談日を案内します。

▼対象 5歳の誕生日を迎える子ども（2014年4月2日～15年4月1日生まれ）

▼申込方法 「5歳児発達相談子育て質問票」の記入と提出

▼認可園在園児

在籍園を通じて質問票を届けます。回答後は封筒に入れ、在籍園に提出してください

（直接返送する方法もあります）。

▼認可外または市外園在園児、在宅児
直接自宅に送付します。記入の上、返送してください。

▼転入して手元に届いていない方
健康増進課に問い合わせてください。

▼その他 質問票は誕生月ごとに送付します。14年4月2日～11月30日生まれの方には、7月に送付が終わっています。14年12月1日～15年4月1日生まれの方には、10月に送付予定です。

《問合せ》健康増進課
☎24-11127



玄武岩の玄さんが堅いテーマも柔らかく解説

豊岡のここには目じゃ！ 53

コウノトリ但馬空港の利用者数が過去最高に！

玄さん、コウノトリ但馬空港を利用する人がすごく増えてるって本当？

機が一回り大きくなり、年間の利用者数は過去最高の4万2220人を記録したんじゃない。開港当初と比べて、利用者数は4倍近く増えて、わしもうれしいわい。

したらいいの？

但馬空港から大阪国際（伊丹）空港に行く場合は代替のバスが空港から出るぞ。新大阪駅にも停まるぞ。

じゃあ、大阪国際空港から但馬空港に帰る時欠航した場合はどうすればいいの？

大阪国際空港で欠航した場合は宝塚駅まで500円で乗れる乗合タクシーを使って駅まで行き、そこから電車で豊岡まで帰ってきてもらうんじゃない。夕方但馬まで飛んだけど引き返してしまつて電車がないうちは大阪国際空港から但馬まで一人5千円で利用できる代替タクシーがあるぞ。

ではどうやって行くの？

モノレールと阪急電車を乗り継いで行くか、空港から大阪駅前までの空港リムジンバスが便利じゃぞ。どちらも30分ほどで着くぞ。大阪だけではないぞ、飛行機を乗り継げば、東京や仙台など全国の都市までひとつ飛びじゃ。

但馬空港を玄関にして、全国とつながっているんだね！

空の上から街を見るのってすごく楽しそう、そう、もう天気が悪くて飛行機が飛ばなかったら、どう

欠航しないことが一番だね。万が一の時も安心けしたくなつちやつた。大阪国際空港から梅田（大阪駅）ま



▲ATR機「コウノトリ号」



認知症家族介護教室

認知症介護について学んでみませんか？

《日時・場所・内容》

日時	場所	内容
10月7日(月) 午後1時30分～3時30分	立野庁舎1階 多目的ホール	講義(認知症の知識と伝わる声掛け)、実技(動きの伝え方、触れ方、持ち方)
12月17日(火) 午後1時30分～3時30分		講義(動きを引き出すための五つの基本)、実技(生活場面の介助について～起き上がり・移乗・排泄介助等～)

▼定員 40人(先着順) ▼申込み 10月2日(水)までに、氏名、住所、電話番号を電話またはファクス



《講師》福辺節子さん
《プロフィール》

一般社団法人 白新会 Natural being 代表理事

理学療法士・医科学修士・介護支援専門員

大学在学中に事故で左下肢を切断し義足となる。

訪問リハや理学療法士養成校の教員等を経て、現在セミナー・講演会・講習会等の講師、施設や在宅での介助やリハビリテーションアドバイザーとして活躍中。

◆テレビ出演◆

「NHKためしてガッテン」「NHK eテレ らくらくワンポイント介護」

《申込み・問合せ》 高年介護課 ☎29-0055 FAX29-3144

屋外広告物・景観の手続き

屋外広告物の掲出や景観形成に影響を与える行為をするには市への申請または届出が必要です！

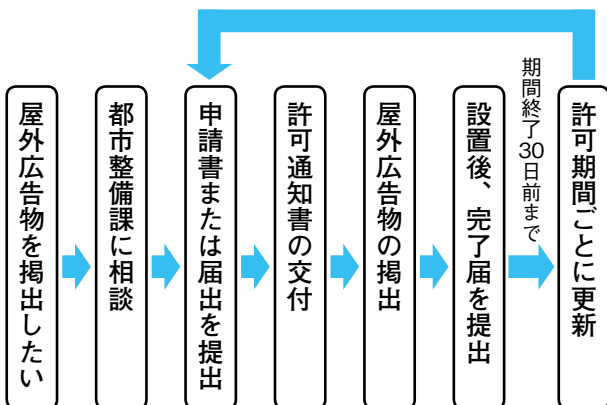
屋外広告物を掲出するには、許可申請または届出が必要です！

屋外広告物とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、貼り紙、広告塔、広告板、のぼり旗などをいいます。

屋外広告物を掲出する場合には、市条例に基づくルールを守り、市へ許可申請または届出を行う必要があります。広告物の種類によって許可期間と申請手数料が定められています。屋外広告物を掲出する際には、事前に都市整備課に相談し、手続きを行ってください。

なお、原則、道路上には、屋外広告物を掲出することはできませんので注意してください。

《屋外広告物条例の手続きの流れ》



※規模等により申請が不要場合があります。

良好な景観の形成のため、一定規模の行為には届出が必要です！

本市は市全域を「景観計画区域」とし、良好な景観形成のため景観条例を制定しています。

景観に大きな影響を与えることが想定される比較的大きな建築物、工作物、開発行為等については、行為の規模に応じて届出が必要となります。

なお、出石城下町地区、城崎温泉地区、江原駅東地区の景観形成重点地区については、小規模な行為でも景観に与える影響が大きいため、原則、全ての行為を届出対象行為としています。

《問合せ》 都市整備課 ☎23-1712

《景観条例の手続きの流れ》

